

意見概要	市の考え方
第4章第1節 本質的価値(56p)	
(2)地域の風土・文化による保護について(56p)	
・「ウミネコに対する保護意識は広がりを見せており、将来にわたり保護の機運を引き継ぐ土壌を形成している」とは断言しすぎている。	・御意見を参考に「ウミネコに対する保護意識は広がりを見せており、将来にわたり保護の機運を引き継ぐ<u>基盤となり得るものである</u>」に修正します。
第5章第1節 保存管理の現状と課題	
(1)-①ウミネコの絶滅危惧種指定について(61p)	
(蕪島における繁殖) 個体数は年々目に見えて減少しているように感じる。(おおむね東日本大震災以前の調査データと同等の数値を示しているとする) 数値はいつ、どのようなデータなのか、調査方法を示してほしい。	・個体数の推移については、環境省生物多様性センターがホームページ上で公表している『モニタリングサイト 1000 小島嶼(海鳥)調査報告書』および市委託の調査を基に記載しています。 - データにつきましては、第3章第3節(2)-③(p49)に掲載していますので、そちらを御覧ください。
(2)-②ア保護監視(62p)	
(蕪島) 来訪者に対する観察マナーの周知は誰がしているのか。	・ウミネコ監視員のほか、鯨観光協会や蕪嶋神社においても実施されています。第5章第2節(1)(p66)を御参照ください。
・「ウミネコ繁殖地蕪島を守る会」が、どれくらい来訪者に対する観察マナーの周知をしてきたか疑問である。積極的に周知活動を行ってきたと誤解されかねない。	・「ウミネコ繁殖地蕪島を守る会」の活動は、会の名称変更を経ながら昭和期から継続しており、かつては独自の会報を発行するなど、積極的に観察マナーの周知を行っていたと考えられます。 - 現在では島内への侵入者、釣り人への注意を行った旨随時報告を受けています。 - さらなる広報周知を行うべきであるとの意見要望として承ります。
監視員について ・見回り回数が少なすぎる。 ・高齢や歩行困難な方の分まで、同じ人が見回っていることが多い。 ・夜勤をなくして、もっと若い女性も入れるようにすれば、巡回回数が増え高齢化も防げるのではないか。 ・草刈り作業は出来る人と出来ない人があり、出来る人の負担が大きく感じる。 ・以前の監視員で仕事が驚くほど雑な人がいた。 ・監視員には蕪島やウミネコについての基礎知識や問題意識を持って仕事をしてほしい。 ・監視員全員に対し講習を実施するなど新しい知識も学んでほしい。 ・(計画案では) 保護監視員の負担が大きいと書かれ	・保護監視活動については、監視内容の充実と活動の継続性の双方において、複数の課題があるものとして認識しています。 ・いただいた御意見を参考に業務の改善に引き続き取り組んでまいります。

ているが、これまでの業務を見ていると負担が大きいとは思えない。 ・監視員は神社の奉仕員になっているため、言動において神社への付度が懸念される。 ・夜間、島内に天敵が入り込んだ時ロケット花火で追い払うが効果があるのか？ ・監視員が蕪島休憩所の一角（非常ドアの近くのベンチ）で監視業務をしてはどうか。	
(2)-②ウ 飛来数・繁殖数の調査(63p)	
・飛来数調査の結果、飛来数が約3万羽いるとされているが、現地に3万羽もいるように思えない。調査の信ぴょう性や、他の調査との整合性の検証はされているのか。	・当該調査について記した論文は査読を受けているため、客観的な検証は行われているものと認識しています。 ・調査方法は、繁殖地を上空からドローンで撮影し、その時点で繁殖地周辺に着島しているウミネコの数を検出するとともに、少数のウミネコへ可逆的に脱落するGPSロガーを装着し、採餌のため島内から出かけているつがいのウミネコについても統計的にその数を算出するものです。 ・つまり、その時点で島にいるウミネコの数を示したのではなく、島に飛来した総数を示しており、育雛・抱卵期の場合、採餌に出かけたつがい不在のため、御覧になった印象との差異が生じていると考えられます。 ・なお、飛来数には年ごとに差異があるため、実際に3万羽を下回っている場合もございます。他の調査の結果も含め、詳細は49ページの資料を御覧ください。
(2)-②エ 島内の清掃(64p)	
・(島内の清掃に関連して) 釣り人がいるところの釣り糸、釣針の回収はできないのか。	・今後の施策の参考にさせていただきます。
第5章第2節 活用の現状と課題(65p)	
・観光における神社の周遊はやめてほしい。地権者の権利であってもウミネコの恩恵があって成り立っていると思う。子育て中はやめてほしい。 ・神社の周遊について、純粋な信仰心で訪れた方が結果としてウミネコの死につながる行為に手を染めてしまうことになる。神社参拝者に向けての発信を検討してほしい。	・第8章第3節(p91~p92)に示したマナーにて、ウミネコへの過剰な接近は行わないよう広く呼びかけを行います。 ・神社参拝者に向けての発信は原則として神社が行うものと認識しています。 ・第8章第3節(p91~p92)に示したマナーにて、ウミネコへの過剰な接近は行わないよう広く呼びかけを行います。

・ 鮫町の人も八戸市民もウミネコに関心がある人が少ない。もっと関心を持ってほしい。学校の授業で取り入れてほしい。	・ 意見要望として承りました。市民に広く周知していくための施策については第 8 章(p90~p92)をご参照ください。
(1) 観光面における活用 (65p)	
・ 蕪嶋神社、ウミネコ保護監視員による観察マナーの呼びかけはどのようにされてきたのか。 ・ 観察マナー啓発の呼びかけが行われている、とあるが、実際はマナーを守らなかった来訪者に声掛けをしているだけで呼びかけではない。	・ 神社においては、独自の掲示物作成や、一部営巣地域へのロープによる立入制限を実施しています。 ・ 保護監視員は、巡視の際に島内への立入りを始めとしたウミネコへの悪影響が生じる行為の制止を行っています。 ・ 現地で実施されている行為の実態を踏まえ、「呼びかけ」という表現は「声かけ」に修正します。
図 5-2. 蕪島 3 地点の入込客数 (66p)	
・ 市が公表している蕪島休憩所のカウント数より実際は数十倍の人数が来ている。	・ 休憩所の来訪者として計測可能なデータを掲載しています。
(2) 教育面における活用 ①学校教育 (66p)	
・ 学校教育のための教材は正しい情報（データなど）を基に付度することなく作成してほしい。	・ 意見要望として承りました。教材作成の際は、専門家の意見や調査データを参考として進めさせていただきます。
・ (学校教育において) 現地学習や出前授業の仕組みを整える必要がある。	・ 出前授業について、原稿に追記させていただきました。
(2) 教育面における活用 ②社会教育 (66p)	
・ 鷗盟大学の講演会を一般市民も参加できるようにしてほしい。	・ 八戸市鷗盟大学は八戸市に住所がある 60 歳以上の方を対象とした事業です。 ・ 固有名詞のみでは事業の趣旨が伝わらないため、対象者も追記させていただきました。
・ ウミネコ研究について市民が知ることができるイベントがあればよい。そこで研究資料が閲覧できたり、ウミネコに関わるワークショップ、食べ物や雑貨の販売ブースがあつたりすれば集客になり、周知にもつながると思う。	・ 広く市民に興味を持っていただく施策が必要との御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
(3) 研究活動における活用 (67p)	
・ (研究者等による研究・調査成果を) 会議、報告、検討など毎年定期的に関いてほしい。(様々なデータの相互提供)	・ 意見要望として承りました。第 10 章(p94~p95)で示した施策と併せて、今後検討させていただきます。
第 5 章第 3 節 整備の現状と課題 (68p)	
・ (保護監視所が遠く、保護監視員の) 高齢化もあり業務に多大な支障を来している。	・ 意見要望として承りました。今後の具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。

(1)保護監視所について(68p)	
・保護監視所について、休憩所近くに仮プレハブ小屋を設置して観光客のマナー等を監視しながらウミネコの保護監視をしてほしい。 ・より近い場所に早急に保護監視所を設ける必要がある。 ・保護監視所は本島の営巣地内に設ける必要がある。天敵対策や来訪者へのマナー周知のうえでも監視所の島内設置は急務だと考えます。	・監視所設置については建築物設置に関する法規制等を始め、複数の要素について検討が必要となります。今後の施策の参考とさせていただき、引き続き検討してまいります。
(2)保護フェンスについて(69p)	
・干潮時に広く砂浜が露出し、多くの人が入り込む時がある(特に外国人)対策は？！	・御意見は干潮時に砂浜となる領域についてのものでしょうか、本文中の記載は、常時陸地となっている領域を指しています。 御意見をいただいた領域については、潮位や波浪の影響により物理的な障壁を設置することが困難なため、監視業務における意見要望として承り、保護監視員と情報共有いたします。 ・第8章(90p)にて、海外からお越しの方に向けて、島内の立ち入り制限や観察マナーを多言語で周知していく方針としています。
(3)看板について(69p)	
・看板に関して、景観への影響が懸念されるため、自然公園法の規定を準用して使用できる色彩を規定することについて、ある程度目立たなければ趣旨が伝わらず看板設置の意味がない。 ・何も知らない人に一目で伝わる看板にするため設置場所をよく検討する必要がある。 ・保存管理地区外の駐車場付近にも大きく目立つ看板が必要と考える。 ・表5-3の保存に係る注意看板等についての課題が、看板等が乱立し景観への影響が懸念されるとあるが、景観を重要視するよりウミネコ保護が重要視されるべきだと考える。期間限定の看板の検討も必要。	・マナー周知における視認性の重要性についての御意見として承りました。 ・第7章第2節(5)の図7-3で示した三陸復興国立公園の指定範囲は、本繁殖地の指定範囲と大きく重複しているため、一体的な景観形成を行う意図で、自然公園法の規定に準じて看板を整理統合していく方針です。 ・いただいた御意見や先進地域の事例を参考に、今後の整備を進めてまいります。 整備方針につきましては、第9章第2節(3)(p93)を御覧ください。
・文化財説明板が来訪者から見えにくい場所にあり見る人がとても少ない。	・現有の文化財説明板の設置に当たっては、視認性のほか、設置位置の地盤等、複数の要素について検討を行い、現在の設置位置に決定しました。 ・今後の再設置や改修の際の参考として承ります。

第5章第4節 運営・体制整備の現状と課題(71p)	
(2)地域の関係団体・関係者について(71p)	
・「燕島ウミネコ繁殖地保存と活用についての意見交換会」は、ウミネコについて興味も知識もない、守ろうとする気のない方々が参加していると感じた。意見交換でなく単なる報告会だと感じた。 ・時間が限られ前に進む話合いになっていないと感じた。 ・「燕島ウミネコ繁殖地保存と活用についての意見交換会」はこれまで報告等で終わっており意見交換まで至っていない。今後は、意見交換や効果、検証まで確認できるよう会を充実させる必要がある。	・鳥類研究者等を加えた体制の再編を検討してまいります。方向性については、第10章(p94~p95)を御参照ください。
第7章第2節 保存管理の方法(74p)	
(1)保存管理のための地区区分(74-75p)	
・B地区について、ウミネコから最低でも1mは距離をとるとマナーとしてあっても対策をとらなければ意味がない。計画の中に具体的に明記した方がよいと思います。	・ウミネコへの一定距離以上の接近自体を規制する法的根拠がないことから、第8章のマナーを掲載しています。
・C地区は、漁業関係者や海水浴場客のほかゴムボート等の利用者も見られる。もし制限するのであれば計画へのその記載と市民への周知が必要。	・舟艇の進入制限も策定途上で検討しましたが、現在のレジャー利用と繁殖への影響を定量的に評価することが困難なため、埋立てを抑止する方向性の記載にとどめています。
・D地区の管理方法が示されていないと思う。フェンス外側に成田先生の助言の下、三角コーンとロープを設置して来訪者が巣を踏みつけないようウミネコの保護をしているがこの対策は継続するべき。	・検討会議を経て、D地区の説明の文末に以下の文書を追加しました。 「当該区域は公共的利用のため整備・供用されてきたが、埋立地の形成から長い時間を経て、現在は広くウミネコの繁殖に伴う利用が確認されている。このため、繁殖活動の保護を念頭に、従来の利用実態へ配慮した保護管理を行うものとする。」 ・ロープ設置は当課で実施している施策ではありませんので、継続の有無についての回答は差し控えていただきます。
・繁殖期間中は休憩所前広場をはじめとする繁殖周辺において、影響を及ぼす恐れのあるお祭りやイベントには、開催場所や規模など一定の制限を設けたほうがよいと思う。イベント開催を主催者側の判断だけにしない仕組みを計画に入れたほうが良い。	・本章(4)現状変更等に以下の文言を追記しました。 「なお、天然記念物指定範囲にて工事・催事等を実施しようとする場合、実施者は八戸市教育委員会とあらかじめ協議を行うこととする。」

(2)保存管理の方法(p76)	
・保存管理の方法について、場所によっては立入りを制限すべきだと思う。	・地区区分を行い立入制限する区域を設けています。第7章第2節(4)における、表7-3(p81)で示した行為は、実施に申請を要する行為のうち、市が許可を行う行為の一覧となります。
・繁殖期間中のウミネコ保護監視は、監視所ができるまでは神社境内か休憩所前広場付近に監視員が常駐する。 ・観察マナーを周知し、来訪者へ情報が確実に届くような看板を設置する。 ・蕪島休憩所を観察マナーを周知する拠点として活用する。来訪者がまず休憩所に立ち寄るように誘導し、必要な情報を得たうえで参拝や観光ができるような環境を整備する。 以上のように書き換えてほしい ・新聞などのメディアやVISIT はちのへのホームページ、SNS などでも、「蕪島に来たらまず始めに休憩所で蕪島のことウミネコのことを知りましょう」と大いにアピールすべき	・意見要望として承りました。
(2) 表 7-1. 保存管理の具体的手法	
ウミネコ繁殖個体群（A～D）の具体的手法として以下を追加すべき ・看板や蕪島休憩所の活用、常駐する監視員などによる来訪者への観察マナー周知 ・釣りの制限 ・飼育動物の立入制限 海面（C）への具体的手法として以下を追加すべき ・ゴムボートなどによる進入の制限	・看板類の活用については第8章にて示しています。 ・看板や休憩所へのウミネコ監視員の常駐については、今後の検討課題とさせていただきます。 ・釣り(遊漁)については、遊漁者と漁業権を持つ漁業者を視覚的に明確に区別することが困難であるため、漁協との協議を経て第8章にマナーとして整理しました。 ・飼養動物の立入制限について、追記させていただきました。 ・(1)保存管理のための地区区分(74-75p)の回答で示した通り、ゴムボートほか舟艇の進入制限は実施しない方針です。
(4)現状変更等の取扱い(p78)	
①現状変更(p78)	
・現状変更について、A地区の水路工事をしたり、鳥居塗装をするための足場を組んだり、神社は何をやってもよいのですか？	・法令に従い所定の手続きが必要です。

②保存に影響を及ぼす行為(p78)	
・保存に影響を及ぼす行為について、騒音・振動等を伴う工事等の行為による妨害だけでなく、人間も含まれるのでは？	・文化庁の見解では保存に影響を及ぼす行為を「(ウミネコの)滅失・毀損の発生に密接な因果関係が確実にあるだろうと認められる行為を指す。」としており、当該行為の認定には慎重な対応が必要となります。 本計画では、81pの表7-3に示した行為を明確に対象としています。 ・保存に及ぼす影響が軽微ではない行為について、事業者・実施者が事前に特定することは困難であるため、(1)保存管理のための地区区分(74-75p)の回答でお示しした文言の追記を行い、計画立案段階で市教育委員会への協議・相談を要する旨を明記しました。
⑤現状変更等の取扱い方針と許可基準について(81p)	
・表7-3 取扱方針及び許可基準の一覧表に、保存に影響を及ぼす行為のうち、繁殖期間中に一度に集中して人が集まるような行為や騒音などは、「影響が軽微ではないもの」つまり影響大ということで、A地区だけでなく、B地区、D地区も記載したほうが良いと思います。	・文化庁の見解では保存に影響を及ぼす行為を「(ウミネコの)滅失・毀損の発生に密接な因果関係が確実にあるだろうと認められる行為を指す。」としており、当該行為の認定には慎重な対応が必要となります。 ・表7-3は、要許可行為のうち、市教育委員会で事務を行うことができるものを示した表となるため、御指摘の内容のような、定量的な評価が難しい行為の掲載は困難と認識しています。
・C地区に、繁殖期間中は個人のゴムボートなどによる進入を認めない、としたほうがよい。	・(1)保存管理のための地区区分(74-75p)の回答でお示した通り、ゴムボートの進入制限は実施しない方針です。
・D地区のうち本島営巣地に近い場所は繁殖期間中飼養動物の持込みを認めないとしたほうがよい。	・D地区を細分化しての取り扱いは困難なため、第8章におけるマナーの周知案として整理しています。
第8章第1節 活用の方向性と方法 方向性(90p)	
計画本文を以下のようにした方がよい。 ・学校教育では、繁殖地燕島やウミネコの生態などを学ぶことを通して、自然環境の大切さ、野生動物の保護、命の尊さを考える機会となり情操教育にもつながる。また、天然記念物であるウミネコ繁殖地が身近に存在することを学ぶことは、地域の自然や文化への理解を深め、郷土への愛着や誇りを育む機会となる。 これらの学習を通して燕島の自然を自ら守り、次世代へ継承していこうとする意識を育むことが期待される。	・具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。

社会教育においては、燕島の価値や天然記念物である繁殖地の保全・ウミネコの保護について学ぶ機会を設けることで、自然環境を守ることの大切さやウミネコとの共生について考える機会を提供する。 このように、学校教育と社会教育の両面において活用を推進し、本繁殖地への理解を通して市民の愛着を維持醸成していくことを目的に施策を展開する。	
第8章第2節 活用の方向性と方法 方法(p90)	
(1)観光	
計画本文を以下のようにした方が良い。 ・「広報はちのへ」や市で発行する観光リーフレットなどの出版物、八戸市やVISIT はちのへのホームページ・SNS等を活用し、来訪者への本質的価値の周知を図る。	・ 該当部分に、市ホームページでの周知について追記させていただきました。
計画本文を以下のようにした方が良い。 ・ 看板や案内表示類は、来訪者に必要な情報を確実に届けるため、見てもらえる場所に設置すると共に、わかりやすい内容にする。また、多言語化を継続し、幅広い来訪者へ本質的価値や観察マナーを周知する。景観への配慮が必要な場所には期間限定の看板設置も検討する。	・ 御意見いただいた内容は、第9章の整備の項目で記載しています。なお、看板類は整理統合する方針としています。
計画本文を以下のようにした方が良い。 ・ 燕島休憩所を「観察マナーを周知する情報発信の拠点」として活用する。来訪者がまず休憩所に立ち寄るように誘導し、必要な情報を得た上で参拝や観光ができるような環境を整備する。	・ 意見要望として承りました。 ・ 来訪者へ正しい観察マナーを身に付けていただくため、本計画ではソフト面の施策を整備していく方針です。
計画本文を以下のようにした方がよい。 ・ 来訪者の安全及びウミネコの事故被害減少のため、本繁殖地内や隣接する車道にて車両が減速できるよう、具体的な対策をとる。 ・ 遊覧船付近からマリエントまでの道路でのウミネコの交通事故が多いので、車両が減速走行する「ウミネコロード」とすればすばらしい。	・ 繁殖地内については、マナー周知を行う方針としています。 ・ 県道1号線については、道路管理者との協議が必要となります。今後の検討課題として承りました。
・ ウミネコと人との距離が、燕島においては異常に接近している。 ・ 来訪者がここまでの距離感を求めているとも思えないため、繁殖期間中の入場制限を検討してほしい。 ・ 入場制限の補償として仮設の授与所などを検討してはどうか。	・ 野鳥を含む自然保護の先進地域においては、来訪者の動線を厳密に定めており、御指摘いただいたとおりの取組を実施している事例がある旨は承知しております。 ・ 入場制限には私権の制限を伴うため、神社・地域住民の意向や運営上の事情等も踏まえながら、慎重に対応する必要があると考えています。

・幼鳥を見たい方には、スコープなどの貸出しで対応するべきと思う。 ・世界的な状況として海鳥は加速度的に減少しており、近いうちにやむを得ず入場制限を実施することにもなりかねないのだから、早めの検討と交渉を行ってほしい。	・今後の施策の参考とさせていただきます。
(2)教育 ①学校教育(p91)	
計画本文を以下のようにした方が良い。 ・燕島とウミネコを題材にした自然環境教育、道徳教育、郷土への愛着や誇りを育む、特色を生かした体験的な学習を推進することが望まれる。 「総合的な学習の時間」での活用を想定した小学生向け副読本等の教材を作成し、本繁殖地を学校教育へ取り入れる際の教員への負担軽減を図る。 また、専門家や地域関係団体による現地学習や出前授業の仕組みを整え、各学校へ情報提供し積極的な活用を促す。	・意見要望として承りました。具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
・燕島のウミネコの様子は、命の儚さ、大切さを顕著に教えてくれる貴重な事例のため、道徳教育での活用を検討してほしい。	・意見要望として承りました。本計画ではウミネコを主題とした学習を促すために、副読本の作成を検討する方針としています。 ・具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
(2)教育 ②社会教育(p91)	
・社会教育について、幅広い層が本繁殖地の価値を知ることができる機会を設けるとしているが、毎年、機会を設けてほしい。質疑応答も行い、次の調査研究に活かしていただくようにすればよい。	・意見要望として承りました。具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。
(3)調査・研究(p91)	
・研究者との連絡体制を構築し、研究による知見を保護活動に還元することについて、とても大切なので早急をお願いしたい。	・意見要望として承りました。
計画本文を以下のようにした方がよい。 ・本繁殖地に関係する調査・研究を集約し、学習者や研究者を含めた幅広い層が観察記録や研究成果を閲覧できるよう仕組みを整える。 また、調査や研究で明らかになったことなどをテーマにした講演会を定期的を開催し、八戸市民や関心のある人たちに本繁殖地の価値を知ることが出来る機会を設ける。 この時、参加者が楽しく興味を持って参加できるよう、ワークショップなども取り入れた学習機会を提供していく必要がある。	・意見要望として承りました。具体的な施策を検討する際の参考とさせていただきます。

第8章第3節 観察マナーの周知について(92p)	
・観察マナーの周知案全体について、このような長い文を読む人はとても少ないと思う。初めてきた日本人にも外国人にもわかる方法を考える必要がある。 ・ウミネコの観察を楽しんでくださいは×→ウミネコの繁殖期間は、子育てをやさしく見守ってくださいとするべきです。 ・ウミネコに触れたり追いかけたりせず、1mは距離を取ってくださいの項目は、ウミネコの卵をとったり、ウミネコを抱っこしたりした観光客がいたので大切だと思う。	・意見要望として承りました。本文の記載は、今後の周知における基本の案として整理したものです。 このため、第8章第2節(1)」における出版物・SNSにおける周知(p90)の際には、複数言語への翻訳や、表現の調整を行うことも想定しています。 ・「ウミネコの観察を楽しんでください」部分につきましては、御意見を参考に、「子育てをやさしく見守ってください」へ修正します。
・市が設置した「一般車両進入禁止」看板からは関係車両以外は進入しないでください、としたほうがよい。	・「関係車両」の定義があいまいなため、当該項目はすべての車両に徐行を呼びかける内容としております。
・観光客の良心・モラルを当てにしすぎているきらいがあるのではないかな。 ・大多数の観光客と、ウミネコの保護に熱心に取り組んでいる方の間には当然温度差があり、看板の設置やホームページ、SNS等での発信では、人為的な影響によりウミネコの死を招いている現状を広く伝え、状況を改善していくことにつながらないと思われる。 ・鹿児島県出水市のツル越冬地の事例のように、蕪島休憩所などの公共施設を活用し、観光客へ事前に半強制的な講義やレクチャーを受けた上で営巣地域に進入する形としてはどうか。	・より実効的な施策を行わなければ繁殖地の状況改善につながらないとの御意見として受け止めました。 ・今後のより実効的な保護に向けての参考とさせていただきます。
・車両の徐行について、単なる呼びかけではなくロードバンプの設置を検討してはどうか。	・意見要望として承りました。道路管理者と協議させていただきます。
資料編 第13次鳥獣保護管理事業計画(87-112p)	
・計画中のフローチャートについて、カモシカは特出しで記載があるが、ウミネコは記載がない。ウミネコの救護に関しては実績も計画もないのか。 ・令和7年度の議題として傷ついたウミネコの救護に関して議題に取り上げられたようだが、本文中に具体的な記載がない。どういう検討がなされたのか。	・当該項目は青森県が定めた鳥獣保護管理事業計画に掲載された内容を抜粋したものです。 ・令和7年度の会議にて、ウミネコ個体の保護については県の鳥獣保護管理事業計画に従うことに決まったことから、現在の内容が計画に記載されています。
計画書全般に関連するもの	
・文書全体から、ウミネコの集団繁殖地を管理する行政としての責任感が十分に感じられない。 ・計画が「文化財の保存」に偏っており、繁殖地の主役であるウミネコを増やす視点が欠けているの	・本計画においては、特定の個体数を目標として設定するのではなく、繁殖地としての環境を適切に維持し、ウミネコが継続して繁殖できる状況を確保することを基本としています。

ではないか。 ・繁殖地は文化財ではあるものの、ウミネコがいなければ文化財としての価値そのものが失われる。そのため計画は、より多くのウミネコを飛来させ、繁殖・営巣できるようにすることを最優先にすべき。こうした考え方こそが、持続可能な保存や観光資源の活用につながる。 ・全国の鳥類の集団繁殖地の多くは離島にあり、管理や観光活用が難しい一方、燕島は陸続きで観光資源として活用できる貴重な繁殖地である。 ・鳥類にとって繁殖地は、越冬地や渡りの中継地以上に重要であり、本来はより厳格な管理が必要。 ・しかし現状の燕島では管理が緩く、「ウミネコは毎年自然に来る」という前提に行政が甘えているのではないかと強く懸念している。	・本繁殖地の活用は、本質的価値の保存を前提として、進めていくこととしています。 ・他の繁殖地の管理方法も研究しながら、燕島に適した保存管理のあり方を検討してまいります。
・神社境内の営巣地において実施している境内周遊の「運開きめぐり」は、ウミネコとの距離確保が困難なため、ウミネコ繁殖への悪影響のみならず、参拝者の安全や神社側の対応負担の増加が懸念される。 ・このため、一方的に神社の参拝方法を行政が規制するのではなく、神社と行政が連名で、「繁殖時期の安全な参拝ルート」を提案する形としてはどうか。 ・具体的には、3～8月頃は社殿の正面エリアでの参拝に限定し、「神鳥の子育てを見守る」というポジティブな呼びかけをすることで、自然な形で参拝者に納得いただけると思う。 ・これは計画案にある「ウミネコの繁殖に悪影響を与える行為は抑制する」という保存管理方針にも合致する。 ・ウミネコの旅立ち後に社殿周辺の立入りを「解禁」することで、「多くの命が生まれ、巣立った後の生命力に満ちた時期」という物語で繁殖期に参拝を控えていた人やリピーターの来訪動機をつくり、秋冬の観光客誘致にもつながるのではないか。 ・ウミネコ、参拝者、神社の三者が安全に共存できるよう、繁殖期の優しい参拝動線づくりを行政と神社が共同で進めることを計画に明記し、保全だけでなく、信仰・観光にもつながる持続可能な仕組みとして推進してほしい。 ・ウミネコと神社が共存する燕島の景観を愛し、何	・文化財保護法の趣旨・目的や権限の範囲を踏まえると、参拝方法そのものについて行政が直接関与することには一定の限界があるものと認識しています。 ・今後も、ウミネコの繁殖と観光・信仰が持続的に共存できるよう、関係者の皆様と協議の上で保護を進めてまいります。 ・前向きな御提案をいただき、ありがとうございます。

度も訪れている観光客・バードウォッチャーとして、将来にわたる燕島の保全と発展を願って提案したい。